

嘉島町ネーミングライツ導入に関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、嘉島町（以下、「町」という。）が所有する施設等に対する命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、対象施設や募集方法、応募者の選定方法等について基本的な事項をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

（1）ネーミングライツとは

町の所有する施設等の名称に、企業名や商品名などを冠した愛称をつける権利のことをいいます。町は民間企業等に愛称をつける権利を付与する代わりに、ネーミングライツを取得した民間企業等（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）から命名権料（以下、「ネーミングライツ料」という。）を納めていただきます。

なお、ネーミングライツを導入した場合、町ホームページや町広報誌などにおいて愛称を使用することとしますが、条例や規則に記載する施設の正式名称については変更いたしません。

（2）導入の目的

町が所有する施設を広告媒体として有効に活用することにより、新たな自主財源の確保と町民サービスの向上及び地域の活性化（施設の適切な維持管理や新規事業の創設等）を図ることを目的とします。

3 パートナー特典の設定

ネーミングライツ・パートナーに対し、施設内での商品PR、自社のホームページでネーミングライツ・パートナーであることをPRできる等の特典を与えることができます。

なお、特典の詳細については双方協議のうえ、契約書に定めます。

※指定管理者制度導入施設については、対象施設担当課及び現指定管理者と特典内容について協議を行うものとします。

4 導入までの手続き

ネーミングライツ導入の手続きは、次のとおりです。

- ① 導入対象施設の選定
- ② 募集条件の決定（募集要領の作成）
- ③ ネーミングライツ・パートナーの募集
- ④ 嘉島町広告掲載要領に基づく申込内容の審査
- ⑤ 優先交渉権者の決定
- ⑥ 優先交渉権者との協議
- ⑦ ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約締結
- ⑧ 施設等の表示変更

⑨ 愛称の使用開始

※導入手続きのフロー図は「別紙1」のとおりです。

※優先交渉権者とは、応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとして適格で、かつ町にとって有利な条件で契約を締結できる者として、他の応募者に優先して町が契約交渉を行う相手方をいう。

5 対象施設等について

(1) ネーミングライツを導入する対象として、スポーツ施設、文化施設、公園等町の所有する施設及びそれらの一部等を想定しています。

なお、町役場の庁舎及び学校等、施設の性格上愛称を付するのが適当でない判断されるものは対象外とします。

(2) 町は、施設の性格、規模、利用者数及びメディアに取り上げられる頻度等を考慮し、ネーミングライツ・パートナーにとって宣伝広告効果が期待できる施設等を選定します。

(3) 選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設であるときは、町は、指定管理者制度の趣旨に鑑み、現指定管理者の施設管理及び施設運営の不利益とならないよう、あらかじめ当該指定管理者と協議を行います。

6 契約期間

契約期間については、原則として2年から5年とします。ただし、指定管理者制度導入施設については指定管理者による指定管理期間を考慮し、適切な期間を設定します。

7 ネーミングライツ料について

ネーミングライツ料は、ネーミングライツの対象となる施設等の維持管理及び事業運営にかかる経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度等から当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討したうえで決定します。

また、対価については金銭だけではなく、役務の提供（提案内容で検討）とすることもできます。

8 愛称

(1) 愛称付与の条件

① 町民にとって、「親しみやすい」「わかりやすい」「呼びやすい」愛称とします。

② 施設の特性に応じて、必要により特定の地名やキーワードを含め、町が希望する条件を愛称として設定することができるものとします。

③ 愛称が定着するまで、条例上の正式名称を併記することがあります。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として設定できないこととします。

- ④ 法律及び法律に基づく命令、条例、規則に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑤ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑥ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦ 政治性及び宗教性のあるもの
- ⑧ 社会問題についての主義主張
- ⑨ 個人の宣伝に関するもの
- ⑩ その他愛称として使用することが不相当であると町長が認めたもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上変更できるものとします。

9 ネーミングライツ・パートナーの募集について

(1) 募集の方法

- ① 募集は、原則公募により行うこととします。但し、企業等からの提案による場合は内容等を考慮したうえで検討及び審査を行うことがあります。
- ② 別途、募集要領を作成します。
- ③ 町ホームページや町広報誌等への掲載で周知するものとします。
- ④ 町は必要に応じ、応募者に登記事項証明書や決算書類等の提出を求めることができるものとします。

(2) 募集期間 募集期間は募集要領で定めます。

(3) 費用負担 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集がなかった場合の取り扱い 募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度募集するか、又は、募集を取りやめます。

(5) 応募資格 本町のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループが応募できるものとします。ただし、次の欠格要件に該当する団体は応募できないものとします。

- ① 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者（現在の指定管理者及び関連企業は除く。）
- ② 政治団体又は宗教団体
- ③ 嘉島町広告掲載基準第5条に定める規制業種または事業者

(6) 応募に際しては、原則として「別紙2」を用いるものとし、内容として次の事項が含まれているものとします。

なお、応募内容は嘉島町広告掲載要領及び広告掲載基準を遵守するものとします。

- ① 応募する団体の名称、代表者名及び所在地

- ② ネーミングライツを導入する施設等の名称
- ③ 希望する愛称案
- ④ ネーミングライツ料（年額税込み価格とする）
- ⑤ 希望契約期間（原則2年から5年）
- ⑥ 地域貢献に関する取り組み実績や地域貢献に関する考え方
- ⑦ その他

10 審査、優先交渉権者決定・公表

(1) 審査 ネーミングライツの導入に際し、嘉島町広告掲載要領に基づき、申込み内容の審査及び優先交渉権者の決定を行います。

応募者が1者の場合でも審査を行い、複数応募があった場合は優先交渉権者の決定と併せて、次点以下の交渉順についても決定します。

(2) 選定基準 別紙3「ネーミングライツ・パートナー選定に係る審査基準」を参考に、施設ごとに審査基準及び配点を定め審査を行います。

(3) 優先交渉権者の選定結果通知について

すべての応募者に対し、優先交渉権者の決定について、審査を実施した日から、原則1ヶ月以内に文書で通知することとします。

(4) ネーミングライツ・パートナーの決定

町は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は当該者をネーミングライツ・パートナーとして決定します。なお、優先交渉権者との協議が整わず当該者が辞退した場合は、次点の応募者と協議を行います。

(5) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナー決定後（契約締結後）、すみやかに当該法人の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料及び契約期間等を町ホームページや町広報誌により公表します。

11 契約について

(1) 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、町とネーミングライツ・パートナーの間で契約を締結します。また、契約締結したネーミングライツ・パートナーは、次回契約期間に関して優先的に交渉できるものとします。

(2) 契約の解除

町又はネーミングライツ・パートナーは、相手方の事情、瑕疵又はネーミングライツ料の未払い等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約満了を待たずに契約を解除することがあります。

なお、ネーミングライツ・パートナーの事情、瑕疵等による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

(3) 契約期間の満了

契約期間満了後のネーミングライツの継続実施の可否については、契約期間満了3ヶ月前に町とネーミングライツ・パートナー双方で協議を行い、判断します。

1.2 名称変更に伴う費用の負担

町とネーミングライツ・パートナーとの費用負担については、次のとおりとする。

区分	費用負担	
	町	パートナー
対象施設の敷地内外の看板の表示変更※1		○※2
契約期間終了後の原状回復		○※2
印刷物やHPの表示変更※3	○	

※1 敷地外の看板等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について変更し、新規看板の設置については、設置の可否も含めて協議します。

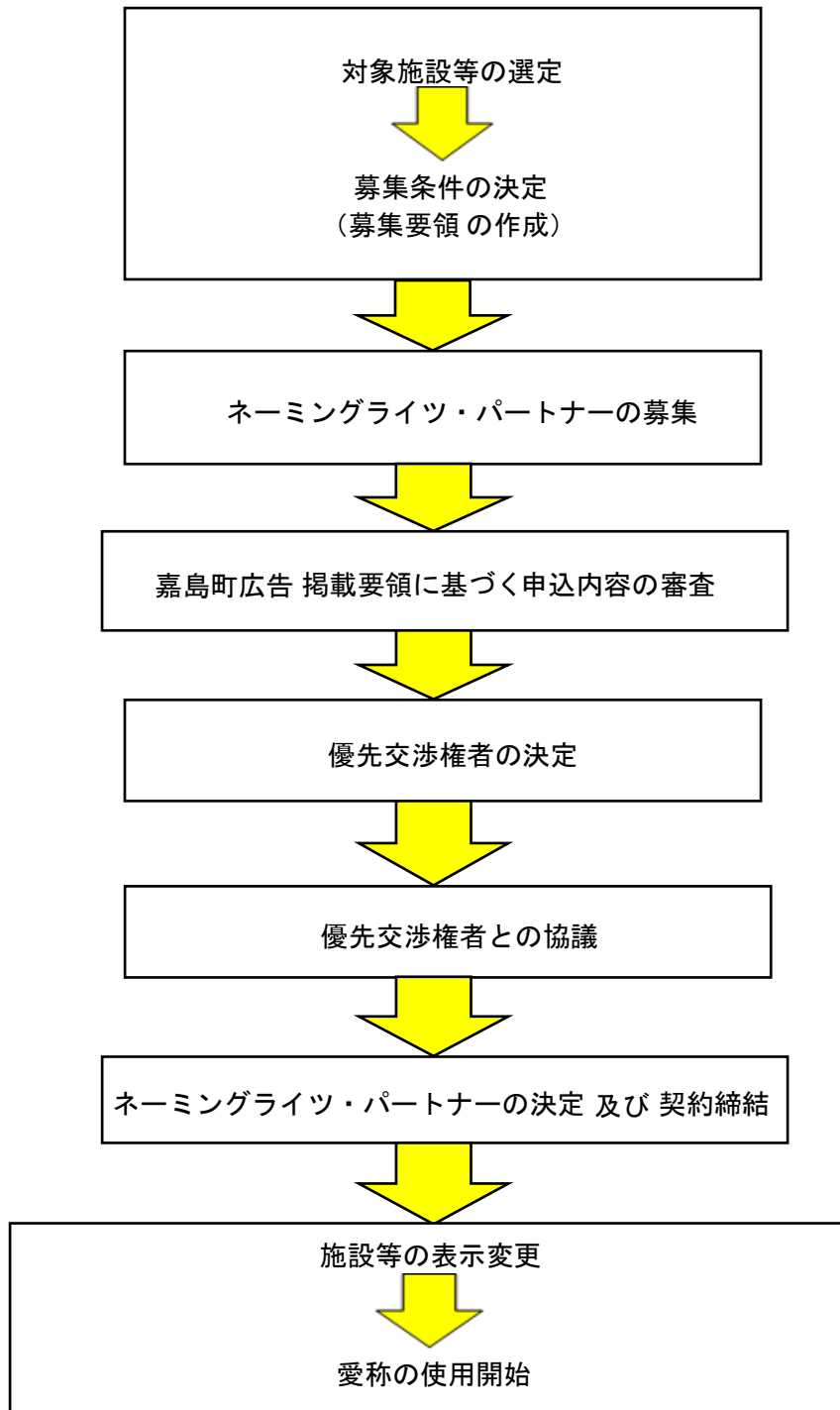
※2 ネーミングライツ・パートナーが負担する費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※3 町で発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮し、ネーミングライツ・パートナーと協議したうえ変更時期を決定するものとします。

1.3 施行時期

この基本方針は、公布の日から施行します。

ネーミングライツの導入手続き フロー



年 月 日

(導入対象施設名) ネーミングライツ・パートナー申込書

嘉島町長 荒木 泰臣 様

以下のとおり(導入対象施設名) ネーミングライツ・パートナー募集に申し込みます。

申 込 者	所在地			
	ふりがな 事業者名称		⑩	
	ふりがな 代表者職名・氏名		⑩	
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/FAX
		Email		
	ふりがな 担当者氏名			
	業種・事業内容			
提 案 内 容	対象施設名			
	希望する愛称案	日本語表記		
		ローマ字表記		
	金額(年額)		円(税込)	
	希望契約期間(2年以上)			
地域貢献に関する取り組み実績 や地域貢献に関する考え方				
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法並びに諸法令、嘉島町の広告関連規程を遵守します。 ・暴力団構成員、暴力団の関係者ではありません。 			

※広告内容欄が不足する場合は、掲載しようとする広告内容を記載した原稿をA4版で添付すること。

※広告掲載申込書は、事業所ごとに提出してください。

※代表者の住所が嘉島町外の場合は、都道府県名及び市区町村までの記入で構いません。

審査項目及び審査のポイント

① 応募団体

【ポイント】

- ・ 応募資格は適正か
- ・ 応募団体の経営は健全か など

② 愛称案

【ポイント】

- ・ 町民にとって親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか
- ・ 施設等の管理運営に支障が生じないか など

③ ネーミングライツ料

【ポイント】

- ・ 応募金額は妥当か
- ・ 町の負担経費と比較して妥当か など

④ 地域貢献に関する取り組み実績や地域貢献に関する考え方

【ポイント】

- ・ 地域貢献の取り組みを実施しているか。またその内容
- ・ 地域貢献に対してどのような思いがあるか など